

令和2年度 八戸市奨学生募集要項

八戸市教育委員会

八戸市奨学生条例(昭和30年八戸市条例第12号)に基づく奨学生を、次により募集します。

※各種大学校、大学院、通信教育、海外の大学等は対象となりません。

また、採用決定後に、上記の学校等に在籍した場合も対象となりません。

1 応募資格

保護者が八戸市内に現在まで引き続き2年以上(本年6月末日まで途切れることなく2年以上)住所を有する世帯に属し、各奨学生のそれぞれの項目にすべて該当する方

一般奨学生(貸与型)

- ① 心身ともに健康であること。
- ② 経済的な理由により学資の支払いが困難であること。
- ③ 学業成績が優秀であること(評定平均が3.0以上。ただし、高校予約採用については、評定平均が3.5以上。)。
- ④ 学校教育法に定める大学・短大・高等専門学校(以下「高専」という。)・高校に在学中又はこれらの学校に令和3年度から進学しようとする方
- ⑤ 専修学校(専門課程に限る。1年課程を除く。)に在学中の方(予約採用はありません。)

第1種特別奨学生(償還免除型)

- ① 心身ともに健康であること。
- ② 生活保護世帯又は生活保護に準ずる世帯(市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯、所得税納付免除の世帯)に属する方
- ③ 学業成績が特に優秀であること(評定平均が4.5以上)。
- ④ 高校又は高専の3学年に在学し、令和3年度から学校教育法に定める大学(短大除く)に進学しようとする方

<第1種特別奨学生の償還免除条件>

- (1) 在学期間中、教育長に対して年2回状況報告書を提出すること。
 - (2) 在学期間中、年1回市内の中学校で講話などの奉仕活動を行うこと。
- ※(1)及び(2)の条件をいずれも満たした場合に限り、第1種特別奨学生が償還免除となります。
一度でも条件を満たさなかった場合は、奨学生が償還免除とならず、卒業後1年据え置いてから20年以内で全額償還となります。

第2種特別奨学生(給付型)

- ① 心身ともに健康であること。
- ② 経済的な理由により学資の支払いが困難であること。
- ③ 学業成績が優秀であること(評定平均が4.0以上)。
- ④ 高専・高校・中学校に在学し、学校教育法に定める大学・短大・高専・高校に令和3年度から進学しようとする方

2 返済方法

- ① 貸与終了後、1年据え置いてから返済開始となります。
ただし、辞退や退学等の場合は、貸与終了後1年据え置かずに翌年度の4月からすぐに返済開始となります。
- ② 返済期間は10年以内となります。
- ③ 無利子ですので、貸与総額の分を返済していただくことになります。

3 応募手続き

次の書類を整え、学校教育課へ提出してください。

なお、申請書に添付する課税証明書等は、発行後3か月以内のものを添付してください。

一般奨学金・第2種特別奨学金

- ① 奨学生採用申請書：健康診断について、健康上の事由により修学上支障があるか否かを基準として判定し、修学上支障のない者を選考の対象とします。在学中の学校で行った定期健康診断の写し又は医師からの診断書を添付する場合は、健康診断の欄の記入を省略することができます。なお、医師からの診断書を添付する場合で、複数の申請区分に併願する場合は、原本1部、原本の写しをその他申請区分の件数分提出してください。
- ② 奨学生推薦書：在学中の学校から記入していただいてください。
現在在学中でない方は、前学校から記入していただいてください。
- ③ 家庭状況書：現在の家族・家計の状況を記入してください。
- 生活状況において、次の項目に該当する方は、項目ごとに必要な書類を添付してください。
なお、添付がない場合は、所得から控除できませんのでご注意ください。
- (a) 長期療養：【対象者】本年6月末時点において、6か月以上にわたる期間療養中の方又は療養を必要と認められる方(ただし、6月末時点で療養を終えた方は対象となりません。)
【提出書類】対象者の氏名が記された、経常的に支出している金額を証明できる書類(領収書等)の写し及び今後の療養見込期間を記したもの
- (b) 身体障害：【対象者】障害のある方又は本年6月末時点において、6か月以上にわたり常に就床を要し複雑な介護を要する方
【提出書類】障害者手帳又は医師等の証明書の写し
- (c) 災害：【対象者】本年6月末から過去1年以内に震災、風水害、火災その他の災害の被害を受けたために、将来長期(2年以上)にわたり、著しく困窮状態に置かれると見込まれる世帯(ただし、被害を受けなかったものと仮定したときの所得金額が、収入基準額を著しく超過している場合は対象となりません。)
【提出書類】罹災(被災)証明書の写し、及び将来長期にわたって支出増又は収入減が見込まれる金額のうち、1年分の金額が分かる書類
- (d) 盗難：【対象者】本年6月末から過去1年以内に被害を受けたために支出が増大し、将来長期(2年以上)にわたり、著しく困窮状態に置かれると見込まれる世帯(ただし、被害を受けなかったものと仮定したときの所得金額が、収入基準額を著しく超過している場合は対象となりません。)
【提出書類】盗難届の証明書(届出受理番号等)の写し、及び被害を受けた日常生活における必需品の購入・修理金額が分かる書類(領収書等)の写し
- (e) 別居：【対象者】単身赴任等で別居している主たる家計支持者(父又は母。父母いずれもいない場合は、父母に代わって申請者の生計を維持する人。)
【提出書類】本年6月末から過去1年以内において、別居のために特別に支出した金額が分かる、対象者の氏名が記された書類(光熱・水道費及び家具・家用品の領収書、不動産の賃貸借契約書等)の写し
- ④ 保証人承諾書：保証人は、「4 保証人の資格」の保証人に該当する人としてください。
- ⑤ 課税証明書：
(a) 父母が共にいる場合は、父母双方の令和2年度の課税証明書
(b) 父母がいずれか一方しかいない場合は、申請者の父又は母の令和2年度の課税証明書
(c) 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申請者の生計を維持する人の令和2年度の課税証明書

○平成31年1月から令和元年12月の収入、所得及び課税状況を確認するため、課税証明書が必要となります。ただし、課税資料閲覧取得同意書に署名・捺印いただいた場合は、課税証明書の提出を省略することができます。

<課税資料閲覧取得同意書に署名・捺印が必要な方>

- (a) 父母が共にいる場合は、父母双方の署名・捺印
- (b) 父母がいずれか一方しかいない場合は、申請者の父又は母の署名・捺印
- (c) 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申請者の生計を維持する人の署名・捺印

○課税証明書が必要となる場合

課税資料閲覧取得同意書に署名・捺印された場合でも、次の事由に該当する場合は、課税証明書を提出していただく必要があります。

なお、期限までに提出されない場合は、申請を受け付けることができませんので、ご注意ください。

- (a) 令和2年1月1日現在、八戸市以外に住民登録していた方
→住民登録をしていた自治体の発行する課税証明書を添付してください。
 - (b) 未申告や修正申告等で収入、所得及び課税状況が確認できない場合
→学校教育課担当から保護者様にご連絡いたしますので、その際お伝えした日時までに課税証明書を提出してください。
- ・課税証明書は、資産税課、南郷事務所、各市民サービスセンターで取得できます。
 - ・市・県民税が特別徴収(給与からの天引き)以外の方の課税証明書は、令和2年6月11日(木)以降の発行となります。
 - ・課税証明書を代理の方が申請する場合は、夫婦・親子であっても委任状が必要となります。
 - ・課税証明書の申請窓口に来られる方の本人確認をしております(運転免許証、健康保険証等をご用意願います。)。

⑥ 成績証明書：現在在学中でない方及び現在1学年の方は、前学校の全学年分。現在(②に添付すること。)2学年以上の方は、在学校的前年度までの全学年分。

⑦ その他の書類：遺児(下記「7 募集内容」(※)参照)に該当する方は、その状態を証明する書類(本人の戸籍謄本(全部事項証明書))

※過去の第2種特別奨学金(給付型奨学金)採用状況

年度	平成30年度		令和元年度	
区分	高校	大学	高校	大学
募集人数	10人	2人	15人	5人
採用人数	19人	10人	19人	10人

篤志家の方々から多額のご寄附がありましたので、募集人数に対して採用人数を大幅に増やすことができました。

第1種特別奨学金

- ① 奨学生採用申請書：「一般奨学金・第2種特別奨学金」の「① 奨学生採用申請書」を参照ください。
- ② 奨学生推薦書：在学中の学校から記入していただいてください。
- ③ 家庭状況書：「一般奨学金・第2種特別奨学金」の「③ 家庭状況書」を参照ください。
- ④ 保証人承諾書：保証人は、「4 保証人の資格」の保証人に該当する人としてください。
- ⑤ 生活保護受給証明書：生活保護を受けている方は、生活保護受給証明書の写しを添付してください。
又は課税証明書

生活保護に準ずる世帯に属している方は、生計を同じくする18歳以上の方全員の令和2年度の課税証明書を添付してください(学生は不要)。ただし、課税資料閲覧取得同意書に署名・捺印した場合は、課税証明書の提出を省略することができます。なお、令和2年1月1日現在、八戸市以外に住民登録していた方は、住民登録をしていた自治体の発行する課税証明書を添付してください。

また、課税資料閲覧取得同意書に署名・捺印された場合でも、未申告や修正申告等で収入、所得及び課税状況が確認できない場合は、学校教

育課担当から保護者様にご連絡いたしますので、その際お伝えした日時までに課税証明書を提出してください。
なお、期限までに提出されない場合は、申請を受け付けることができませんので、ご注意ください(課税証明書の取得方法等については「一般奨学金・第2種特別奨学金」を参照)。

- ⑥ 成績証明書：在学校の前年度までの全学年分。
(②に添付すること。)

併願について

予約採用において、一般奨学金、第1種特別奨学金及び第2種特別奨学金を同時に申し込むことはできますが、全て審査を通過した場合であっても、採用となるのはいずれか一つとなります。

例：現在高校3年生で、高校在学及び大学予約(一般奨学金、第1種特別奨学金及び第2種特別奨学金)に申し込んだ場合

申請区分	一般奨学金 (高校在学)	一般奨学金 (大学予約)	第1種特別奨学金 (大学予約)	第2種特別奨学金 (大学予約)
採用内容	採用 (今年度から貸与開始)		いずれか一つで採用 (来年度から貸与又は給付開始)	

なお、同時に申し込む場合の申請書類及び提出書類は、次のように取り扱います。

奨学生採用申請書・奨学生推薦書・家庭状況書・保証人承諾書	申請区分ごとに原本を提出 (例：高校在学、大学予約の一般奨学金及び第2種特別奨学金に申請する場合は3部)
課税証明書・生活保護受給証明書・課税資料閲覧取得同意書・成績証明書	原本を1部、原本の写しをその他申請区分の件数分提出 (例：高校在学、大学予約の一般奨学金及び第2種特別奨学金に申請する場合は、原本1部、写しを2部)

4 保証人の資格

- ① 連帯保証人は、八戸市に住所を有する本人の父母、兄姉又はこれに代わる人で、奨学金償還の責任を負うことができる人となります。
- ② 保証人は、本人及び連帯保証人とは別生計かつ別住所の、八戸市に住所を有する独立して生計を営む人で、連帯保証人と共に償還の責任を負うことができる人となります。ただし、保証人になることができる人で八戸市内に住所を有する人がいない場合に限り、市外に住所を有する人を保証人とすることができます。

5 応募受付期間

令和2年5月20日(水)から令和2年6月15日(月)まで

※郵送の場合は、最終日の消印有効。

※窓口持込の場合は、期間内必着(窓口受付時間は、土・日・祝日を除く8時15分～17時00分)。

※応募受付期間を過ぎてからの申請は、受付できませんのでご注意ください。

6 選考の流れ・支給時期

- ① 選考は、第一次(書類)審査と第二次(本人面接)審査で行います。
なお、第1種特別奨学金の申請者は、第二次審査で本人面接の前に小論文審査があります。
- ② 第一次審査合格者には、次のとおり面接日時を通知し、本人の面接審査を行います。

区分	面接日時の通知時期	面接審査の実施時期	最終合格の通知時期
在学採用申請者	7月中旬頃	7月下旬頃	8月上旬頃
予約採用申請者	7月下旬頃	8月上旬から中旬頃	9月中

- ③ 奨学金は年2回(4月・8月)に分けて支給します。

※在学採用者の場合、採用年は8月末に4月振込分も併せて支給します。

7 募集内容

区分	対象	【在学採用】 令和2年度(今年度)、対象の学校に在学中で、令和2年度から奨学金の受給を希望する方	【予約採用】 令和3年度(来年度)、対象の学校に進学予定で、進学後から奨学金の受給を希望する方	貸与・ 給付月額
一般	高校 高専(1~3年生)	18人程度 (うち遺児 ^(※) 優先枠3人程度)	26人程度 (うち遺児 ^(※) 優先枠3人程度)	20,000円
	大学・短大 高専(専攻科) 高専(4・5年生)	17人程度 (うち遺児 ^(※) 優先枠3人程度)	20人程度 (うち遺児 ^(※) 優先枠3人程度)	40,000円
	専修学校	5人程度 (うち遺児 ^(※) 優先枠3人程度)		40,000円
第1種 特別	大学		2人程度	100,000円
第2種 特別	高校 高専(1~3年生)		15人程度	20,000円
	大学・短大 高専(専攻科) 高専(4・5年生)		5人程度	40,000円

※一般奨学金(在学採用)の「大学・短大・高専」及び「専修学校」の在学採用の募集人数について、広報はちのへ6月号に掲載された人数とは異なっていますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、募集人数を拡大したものです。

※採用人数については、毎年変動する場合がありますのでご注意ください。

※高専3年生から高専4年生は、進学ではなく進級となるため、予約採用(一般・第2種特別)の対象となりません。

(※)「遺児」とは、次の①～⑥のいずれかに該当する場合をいいます。なお、未婚・離婚により、父又は母がいない学生・生徒は、遺児の対象となりません。

- ① 父母が死亡した学生・生徒
- ② 父又は母が死亡した学生・生徒
- ③ 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている学生・生徒
- ④ 父又は母の生死が引き続き3か月以上明らかでない学生・生徒
- ⑤ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている学生・生徒
- ⑥ 父又は母が引き続き1年以上行方不明となっている学生・生徒

8 その他

- ・八戸市奨学金は、他団体の育英奨学制度と併用できます。
- ・独立行政法人日本学生支援機構、公営財團法人青森県育英奨学会では、家計が急変した生徒等を対象に緊急採用を行っておりますので、ご活用ください。
- ・毎年度末に進級調査を行い、進級していないことが判明した場合は、次年度の貸与等を停止します。

[お申込み・お問合せ先] 031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市教育委員会 学校教育課(八戸市庁 本館5階)

電話:0178-43-2111(内線6054)

開庁時間:土・日・祝日を除く 8時15分～17時00分

記入上の留意事項(記入前に必ずご確認ください)

★申請書等提出書類は、申請者本人(学生)が記入してください。
(保護者記入箇所や連帯保証人・保証人記入箇所、学校記入箇所を除く。)

- 押印箇所は印影が鮮明になるように押してください。不鮮明な場合は二重線で訂正し、隣にもう一度押印してください。
- 誤って記入した場合は、修正液等は使わず二重線で訂正し、提出書類に押印したものと同じ印鑑で訂正印を押してください。
- 生年月日等の年は、和暦で記入してください(例:平成●●年●月●日)。

奨学生採用申請書

- 申請理由欄について、奨学金が必要な具体的な理由や今後の進路を記載してください。
なお、予約採用に応募する方は、必ず進学希望校及び進学する具体的な理由も記載してください。
(進学希望校が未定の場合は、進学を希望している学部・学科で構いません。)
- 本籍は、番地等最後まで記入してください。
- 裏面もありますので、保護者欄等忘れずに記入してください。
- 裏面の保護者欄は保護者が記入してください。
- 裏面下部の本人氏名は本人が、保護者氏名は保護者が自筆してください。
- 本人印及び保護者印は、異なるものを押印してください。

奨学生推薦書

【(その1) 在校用】

- 現在在学している方は、在学している学校からこの用紙に記入していただいてください。

【(その2) 前在校用】

- 予約採用の申請者で現在在学していない方は、前在校からこの用紙を記入していただいてください。

※「学校(学部)長」を記載する欄には、必ず学校名も記入してください。

家庭状況書

- 申請者本人(学生)が記入してください。
- 本人印は奨学生採用申請書と同じものを使用してください。
- 申請者本人について、本人が大学生等で八戸市内の実家から離れて暮らしている場合であっても「同居して生計を共にする者」の欄に記入してください。また、申請者本人と八戸市外で同居している世帯員がいる場合は、その世帯員は「別居して生計を共にする者」の欄に記入してください。
- 続柄は、本人からみた続柄を記入してください。
- 職業欄については、現在仕事をしていない場合は空欄とせず「無職」と記入してください。
- 生活状況欄の該当事項について、当てはまるものを丸印で囲んでください。なお、主たる家計支持者が単身赴任等で別居している場合や、該当事項に当てはまるものがない場合は、「その他」を丸印で囲んでください。
- 生活状況欄には、現在の生活状況を具体的に記入してください。

保証人承諾書

- ・連帯保証人欄は連帯保証人が、保証人欄は保証人が自筆してください。(※連帯保証人は、原則、申請者本人の父又は母です。)
- ・本籍は、番地等最後まで記入してください。
- ・職業及び勤務先は、現在仕事をしていない場合は空欄とせず「無職」と記入してください。
- ・保証人で、無職でも年金等で収入がある場合は前年総所得額を記入し、金額の右隣に(年金受給中)と記入してください。
- ・本人印は奨学生採用申請書と同じものを使用してください。
- ・連帯保証人が奨学生採用申請書に記入した保護者と同一である場合は、連帯保証人印は奨学生採用申請書の保護者印と同じものを使用してください。
- ・本人、連帯保証人が同一の姓であった場合でも、異なる印鑑を使用してください。

課税資料閲覧取得同意書

- ・申請者氏名は、申請者本人(学生)が自筆してください。
- ・申請者印は奨学生採用申請書と同じものを使用してください。
- ・課税資料閲覧取得同意書で太字になっている「八戸市奨学生採用資格認定に要する収入及び所得確認のため、 年度分の市県民税の課税資料を教育委員会が閲覧取得することに同意します。」という部分の「 年度」は「2年度」としてください。
- ・氏名等については、同意する方それぞれが自書してください。
- ・同意する方が複数人いる場合で姓が同一のときは、それぞれ異なる印鑑を使用してください。

